

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

※解体工事に要する費用とは、分別解体および運搬車への積込に要する費用のこと。

現場から再資源化等施設への運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

※特定建設資材廃棄物について記載されていればよい

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） _____ 円(税込)

※特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用および運搬費とする。

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物 の種類	施設の名称	所在地

※受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)